

【別紙】 利用料金（広島市） 地域単価（基本単位×10.7）

居宅介護支援の報酬額（基本報酬及び加算報酬）は、以下の通りですが、要介護認定を受けられた方は、全額保険給付の対象であり自己負担はありません。

- ・基本料金
 - 要介護 1・2 11,620 円
 - 要介護 3・4・5 15,097 円
- ・加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算名	料金	要件（抜粋）
初回加算	3,210 円	①新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画作成時 ②要介護状態区分2区分以上変更時の計画作成時
入院時情報連携加算	I 2,675 円 II 2,140 円	I：利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供している II：利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供している
退院・退所加算	Iイ 4,815 円 Iロ 6,420 円 IIイ 6,420 円 IIロ 8,025 円 III 9,630 円	病院・診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院（所）し居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、病院等の職員と面談を行い、利用者の情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合、区分に従い入院（所）期間中につき1回を限度として算定 病院等の職員から利用者の情報提供を、 Iイ：カンファレンス以外の方法により1回受けている Iロ：カンファレンスにより1回受けている IIイ：カンファレンス以外の方法により2回以上受けている IIロ：2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる III：3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる
通院時情報連携加算	535 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,280 円	<p>ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備している</p> <p>在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し主治医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合</p>

(令和 6 年 9 月 1 日現在)